

## レンタカー貸渡約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

当店は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当店は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

### 第2章 貸渡契約

#### 第2条 (予約)

借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ、開始日時、借受期間、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当店は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

3 第1項の借受条件を変更する場合は、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第3条 (貸渡契約の締結)

当店は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。なお、当店は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示並びに、借受期間中に借受人と連絡をとるために携帯電話番号の告知を求めるとともに、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがあります。

2 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 当店は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

#### 第4条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当店が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2 当店は、事故、盗難その他当店の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合において、借受人に一切の補償(例：飛行機チケットのキャンセル料など)の責任を負わないものとします。

#### 第5条 (貸渡契約の解除)

当店は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当店が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(1) この約款に違反したとき。

(2) 借受人の責に帰す事由により交通事故を起こしたとき。

(3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当店に連絡するものとします。

第7条 (中途解約)

借受人は、借受期間中であっても、当店の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

2 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。

3 前項によりレンタカーを返還したときは、当店は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条(借受の条件の変更)

貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

2 当店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

当店は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1)貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

(2)酒気を帯びているとき。

(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4)予約に際して定めた運転手とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。

(5)過去の貸渡について、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

(6)過去の貸渡において、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む)において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

### 第3章 貸渡自動車

第10条(開始日時等)

当店は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第11条(貸渡方法等)

当店は、借受人が本店と協同して車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとしています。

2 当店は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3 当店は、レンタカーを引き渡したときに所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

#### 第4章 貸渡料金

##### 第12条 (貸渡料金)

当店が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において九州運輸局鹿児島運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。

2 当店が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

##### 第13条(貸渡料金改定に伴う処置)

前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

#### 第5章 責任

##### 第14条 (定期点検整備)

当店は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

##### 第15条 (日常点検整備)

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

##### 第16条 (借受人の管理責任)

借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 借受人が駐車違反等の交通違反を行った場合には、借受人が自ら反則金を納付し、駐車違反に伴うレッカー移動等に係る諸費用を負担するものとします。

3 警察から駐車違反に関する連絡があった場合において、借受人が違反を処理していない場合には、違反を処理するまでの間貸渡し自動車の返還を拒否する等の措置がとられるものとします。

4 借受人が反則金等を納付せず、又は駐車違反に伴う諸費用を負担しなかった場合であって当店がこれらを負担した場合には、借受人はこれらの費用を当店に速やかに支払うものとします。

5 借受人が違反を処理しない場合には、当店は以後借受人に対し、レンタカーの貸渡しを制限する等の措置をとることができるものとします。

6 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、当店に返還したときに終わるものとします。

##### 第17条(禁止行為)

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1)当店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当店の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。

(4)当店の承認を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6)当店の承認を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

第18条(自動車貸渡証の携帯義務等)

借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当店に通知するものとします。

第19条 (賠償責任)

借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当店に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

## 第6章 自動車事故の処置等

第20条(事故処理)

借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1)直ちに事故の状況等を当店に報告すること。

(2)当該事故に関し、当店及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当店の承認を受けること。

(4)レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当店又は当店の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3 当店は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第21条 (補償)

当店は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当店の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

(1)対人補償1名限度額 無制限

(2)対物補償1事故限度額 無制限 (免責10万円：借受人が負担)

(3)車両補償1事故限度額 240万 (免責10万円：借受人が負担)

(4)搭乗者補償1名限度額 1,000万円

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は、直ちに超過額を当社に弁済するものとします。

4 損害保険又は補償制度の免責分については、借受人の負担とします。

5 貸渡約款に違反した場合、第1項に定める補償は適用されません。

6 保険約款の免責事項に該当する場合、第1項に定める補償は適用されません。

7 自損事故・当て逃げの場合、第1項に定める車両補償は適用されません。

## 第22条(故障等の処置等)

借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当店に連絡するとともに、当店の指示に従うものとします。

2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する経費を負担するものとします。また、レンタカーの修理が必要となった場合、借受人は損害の程度に関係なく修理期間の営業補償の一部として1日¥20,000を負担するものとします。

3 借受人は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当店に請求できないものとします。

## 第23条(不可抗力による免責)

当店は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当店に連絡し、当店の指示に従うものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡しができなくなった場合には、これによる生ずる損害について当店の責任を問わないものとします。当店は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

## 第7章 取消し、払戻し等

### 第24条 (予約の取消し等)

当店は、借受人からの第2条の予約を受け借受人の都合で予約を取り消された場合又は貸渡契約を締結されなかった場合であっても、取り消し手数料などを一切請求しないものとします。

2 借受人は、第2条の予約をし当店の都合で予約を取り消された場合又は貸渡契約を締結されなかった場合であっても、違約金などを一切請求しないものとします。

3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取り消されたものとします。

### 第25条(中途解約における貸渡料金の払戻し)

借受人は、借受人の都合により第7条第1項の中途解約をした場合には、支払い済みの貸渡料金の払戻しを一切請求できないものとします。

## 第8章 返還

### 第27条 (レンタカーの確認等)

借受人は、レンタカーを当店に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2 当店は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当店の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当店は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

#### 第28条(レンタカーの返還時期等)

借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、その延長時間に対応する料金の支払い不足金額をレンタカー返却時に支払うものとします。

#### 第29条(レンタカーの返還場所等)

借受人は、原則としてレンタカーを借り受けた営業所へレンタカーを返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項による当店の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

#### 第30条 (レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)

当店は、借受人が借受期間が満了したにもかかわらず、前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当店の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当店は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当店で与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

### 第9章 雑則

#### 第31条 (遅延損害金)

借受人は、この約款の基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当店に対し年利18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第32条(契約の細則)

当店は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

2 当店は、別に細則を定めたときは、当店の営業所に掲示するとともに、当店の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを更新した場合も同様とします。

#### 第33条 (管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当店の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

### 附則

この約款は、平成26年2月7日から実施します。